

公立大学法人敦賀市立看護大学安全保障輸出管理に関する実施要領

令和6年10月1日

(理事長)

(目的)

第1条 この要領は、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適正に行うにあたり、必要な事項を定める。

2 この要領に定めるもののほか、本学における輸出管理については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びその他関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外為法及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空

機をいう。

- (1 1) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物をいう。
- (1 2) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (1 3) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (1 4) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について(昭和 5 5 年 1 1 月 2 9 日付蔵国第 4 6 7 2 号) 6-1-5, 6 (居住性の判定基準) に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (1 5) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (1 6) 特定類型該当者外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び外国為替令第 1 7 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(平成 4 年 1 2 月 2 1 日付 4 貿局第 5 9 2 号) 1 (3) サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。
- (1 7) 教職員 本学の教職員(雇用形態を問わない)をいう。
- (1 8) 学生 本学の学生(科目等履修生を含む)をいう。
- (1 9) コンプライアンス委員会 敦賀市立看護大学コンプライアンス委員会をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要領は、教職員及び学生が本学の活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関して適用する。

2 次の各号に掲げる技術の提供及び貨物の輸出については、第 7 条から第 1 6 条までの規定は適用しない。

- (1) 他の機関により、この要領に準じた確認、審査等を受け、許可されたもの。ただし、当該事実を確認できるものに限る。
- (2) 学生が本学学則(大学院学則を含む)に定める手続きにより学長の承認を経て行う留学に伴うもの。
- (3) 学生が教職員の指導の下で行う活動(課外活動を含む)に伴うもの。
- (4) 本学が計画し、学生の教育を目的として行う海外研修(下見等の準備を含む)に伴うもの。
- (5) その他明らかに安全保障上の脅威がない又は極めて軽微であるとして理事長が個別の決裁により認めたもの。

(基本方針)

第 4 条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引は行わない。
- (2) 取引にあたり、外為法等及び諸規則を遵守する。

(3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備する。

(理事長の役割)

第5条 理事長は、本学の輸出管理業務を統括する。

2 理事長は、本学の輸出管理業務を行うにあたり、重要な事項を決定し、又は重要な先例になると認められる判断を行おうとするときは、コンプライアンス委員会を招集し、意見を求めるものとする。

(事務局長の役割)

第6条 事務局長は、理事長の輸出管理業務を補佐し、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 輸出管理に係る事前確認の承認

(2) 本学の安全保障輸出管理体制に関する周知

(3) 教職員の輸出管理に関する相談対応

(4) その他、本要領に定める業務

2 事務局長は、本学の輸出管理業務を行うにあたり、重要な事項を決定し、又は重要な先例になると認められる判断を行おうとするときは、理事長にコンプライアンス委員会の開催を求めるものとする。

(事前確認)

第7条 教職員は、取引を行おうとする場合は、事前に「技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート」(取引の内容により、様式第1-1号、様式第1-2号又は様式1-3号)を作成し、第11条で定める取引審査の手の要否について、事務局長の確認を得るものとする。

2 前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合は、教職員は第8条、第9条及び第10条に定めにより、諸事項の確認等を行い、第11条の取引審査の手続を行う。

(該非判定)

第8条 教職員は、前条に定める事前確認により取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票(様式第2号)」を作成するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

(1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

(2) 本学以外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員は、入手先

からの該非判定に関する書類等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定に関する書類等を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定に関する書類等の入手を省略することができる。

(用途確認)

第9条 教職員等は、第7条に定める事前確認により取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、「用途チェックシート（様式第3号）」及び「明らかガイドラインシート（様式第4号）」を用いて確認するものとする。

(需要者等確認)

第10条 教職員は、第7条に定める事前確認により取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者等について以下の各号に該当するかを、「需要者チェックシート（様式第5号）」等を用いて確認するものとする。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第11条 教職員は、第7条に定める事前確認により取引審査の手続が必要とされた場合は、「審査票（様式第6号）」を作成し、該非判定票（様式第2号）、「用途チェックシート（様式第3号）」、「明らかガイドラインシート（様式第4号）」及び「需要者チェックシート（様式第5号）」を添えて、事務局長に提出するものとする。

- 2 事務局長は、前項により提出された書類を確認し、取引審査を行うにあたり必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。
- 3 事務局長は、前2項により提出された書類を理事長に提出し、理事長は、取引審査の判定を決定する。

(許可申請)

第12条 前条第3項における判定の結果、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、教職員は所定の書類を作成し、理事長に提出する。理事長は、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

(技術の提供管理)

第13条 教職員は、技術を提供しようとする場合、事前に第7条の事前確認及び第11条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認するものとする。ただし、第7条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第11条の取引審査の手続の確認は要さない。

(貨物の出荷管理)

第14条 教職員は、貨物を輸出しようとする場合、事前に第7条の事前確認及び第11条の取引審査の手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認するものとする。ただし、第7条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第11条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて事務局長へ報告する。事務局長は、理事長と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第15条 教職員は、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管するものとする。

(監査)

第16条 事務局長は、理事長の指示の下、本学の輸出管理が外為法等及びこの要領に基づき適正に実施されていることを確認するため、必要に応じて監査を行う。

(調査)

第17条 事務局長は、理事長の指示の下、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、必要に応じてリスト規制技術の保有状況について調査を行う。

(教育)

第18条 理事長は、最新の外為法等及びこの要領に基づき、その遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員に対し、計画的に教育を行う。

(学生への指導)

第19条 理事長は、学生が取引を行うにあたり、外為法等の周知その他関係法令の規定遵守するために必要な指導を行うよう、教職員を監督する。

(報告)

- 第20条 教職員は、外為法等又はこの要領に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を総務企画課に速やかに通報するものとする。
- 2 事務局長は、前項の通報があった場合、直ちに理事長に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、コンプライアンス委員会を招集して対応措置を検討し、実行するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲戒)

- 第21条 教職員による故意又は重大な過失による外為法等及びこの要領の違反については、懲戒処分を検討を含め、厳正に対処する。

(事務)

- 第22条 この要領に関する事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

- 第23条 この要領に定めるもののほか、輸出管理に必要な事項は、コンプライアンス委員会の意見を聞いた上で、理事長が定める。

附 則

- この要領は、令和6年10月1日から施行する。

様式第1-1号(第7条関係)

年 月 日

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

【学会参加用】

所 属

氏 名

※本シートは、原則として学会参加日の14日までに作成し、事務局長(受付窓口:総務企画課)まで提出してください。特に、4~6を確認した結果、審査票の起票が必要である可能性が高いと思われる場合は、十分に時間の余裕を持って作成、提出してください。

1. 用務先の情報

参加形態	<input type="checkbox"/> 現地参加 <input type="checkbox"/> オンライン参加 <input type="checkbox"/> パネル等の展示のみ <input type="checkbox"/> その他( )
国名	
用務先	名称(英字):
	所在地:
学会名	
論文名	
旅行経路	→ →
出入(帰)国日	出国日: 年 月 日 ~ 帰国日: 年 月 日

2. 取引類型

取引類型	<input type="checkbox"/> 技術の提供 ※出国前に行うものも含め、該当する提供方法全てにチェック <input type="checkbox"/> 指導・発表 <input type="checkbox"/> 意見交換 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メールの送信 <input type="checkbox"/> インターネット経由のファイル交換 <input type="checkbox"/> 共用データベースへの掲載 <input type="checkbox"/> 書面の送付 <input type="checkbox"/> 記録媒体の送付 <input type="checkbox"/> マニュアル・図面・データ等の供与 <input type="checkbox"/> 装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 ※自己使用目的以外で該当する項目にチェック <input type="checkbox"/> 試料・サンプル <input type="checkbox"/> 装置等 [ <input type="checkbox"/> 自作品 <input type="checkbox"/> 改造品 <input type="checkbox"/> 購入品] <input type="checkbox"/> その他( )
------	---

3. 貨物の情報 ※上記の貨物の輸出に該当するものについて記入してください。

貨物情報	
------	--

4. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」

(<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>) を参照

上記のその他の懸念情報を「はい」とした理由
-----------------------

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要になります。

5. <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指す。

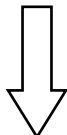
※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば、看護技術の開発と評価のような研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とするものが含まれる場合には、「はい」とすることはできません。

上記のいずれか又は両方が「はい」の場合、その根拠。
---------------------------



6. 自己判定

<技術の提供の場合>「5. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--



◆この欄が「はい」の場合、以下の欄は記入不要です。

3. に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。（※）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「4. 相手先に関する懸念情報」のいずれも「はい」がない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※リスト規制対象品目は、経済産業省 HP の「貨物・技術のマトリクス表」  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html) を参照

- ◆両方とも「はい」の場合、原則として「取引可」となります。
- ◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

(担当者確認欄)

- 取引可                       「審査票」の起票を要する

事務局長	担当課長	担当者

様式第1-2号(第7条関係)

年 月 日

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

【学会参加以外の海外出張用】

所 属

氏 名

※本シートは、原則として出国日の14日までに作成し、事務局長(受付窓口:総務企画課)まで提出してください。  
特に、4~6を確認した結果、審査票の起票が必要である可能性が高いと思われる場合は、十分に時間の余裕を持って作成、提出してください。

1. 用務先の情報

国名	
用務先	名称(英字):
	所在地:
目的	
旅行経路	→
出入(帰)国日	出国日: 年 月 日 ~ 帰国日: 年 月 日

2. 取引類型

取引類型	<input type="checkbox"/> 技術の提供 ※出国前に行うものも含め、該当する提供方法全てにチェック <input type="checkbox"/> 指導・発表 <input type="checkbox"/> 意見交換 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メールの送信 <input type="checkbox"/> インターネット経由のファイル交換 <input type="checkbox"/> 共用データベースへの掲載 <input type="checkbox"/> 書面の送付 <input type="checkbox"/> 記録媒体の送付 <input type="checkbox"/> マニュアル・図面・データ等の供与 <input type="checkbox"/> 装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 ※自己使用目的以外で該当する項目にチェック <input type="checkbox"/> 試料・サンプル <input type="checkbox"/> 装置等 [ <input type="checkbox"/> 自作品 <input type="checkbox"/> 改造品 <input type="checkbox"/> 購入品] <input type="checkbox"/> その他 ( )
------	---

3. 貨物の情報 ※上記の貨物の輸出に該当するものについて記入してください。

貨物情報	
------	--

4. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省 HP の「外国ユーザーリスト」  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list> を参照

上記のその他の懸念情報を「はい」とした理由
-----------------------

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要になります。

5. <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

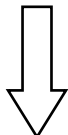
※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指す。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば、看護技術の開発と評価のような研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とするものが含まれる場合には、「はい」とすることはできません。

上記のいずれか又は両方が「はい」の場合、その根拠。
---------------------------

6. 自己判定

<技術の提供の場合>「5. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--



◆この欄が「はい」の場合、以下の欄は記入不要です。

3. に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。（※）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「4. 相手先に関する懸念情報」のいずれも「はい」がない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※リスト規制対象品目は、経済産業省 HP の「貨物・技術のマトリクス表」  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html) を参照

- ◆両方とも「はい」の場合、原則として「取引可」となります。
- ◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

(担当者確認欄)

- 取引可                       「審査票」の起票を要する

事務局長	担当課長	担当者



3. 技術・貨物の情報

技術提供者・貨物輸出者	
提供技術・輸出貨物の名称及び仕様	
相手方の使用目的	

※技術提供者・貨物輸出者が複数予定されている場合は、「技術提供者・貨物輸出者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「提供技術・輸出貨物の名称及び仕様」及び「相手方の使用目的」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。別紙の添付により記入に代えても構いません。

4. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省 HP の「外国ユーザーリスト」  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list> を参照

上記のその他の懸念情報を「はい」とした理由
-----------------------

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要になります。

5. <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

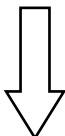
※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指す。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば、看護技術の開発と評価のような研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とするものが含まれる場合には、「はい」とすることはできません。

上記のいずれか又は両方が「はい」の場合、その根拠。

6. 自己判定

<技術の提供の場合>「5. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--



◆この欄が「はい」の場合、以下の欄は記入不要です。

3. に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。（※）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
「4. 相手先に関する懸念情報」のいずれも「はい」がない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※リスト規制対象品目は、経済産業省 HP の「貨物・技術のマトリクス表」  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html) を参照

- ◆両方とも「はい」の場合、原則として「取引可」となります。
- ◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。		(担当者確認欄)		
<input type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 「審査票」の起票を要する				
	事務局長	担当課長	担当者	

様式第2号（第8条関係）

該非判定票

作成日： 年 月 日  
 作成責任者： 氏名 所属・職名  
 連絡先： Tel E-mail

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等級	
---------------------------	--

外国為替令別表（技術を提供する場合） 又は 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
	「該当する」欄 が1か所以上ある	すべて「該当しない」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)

※「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く）  
又は輸出貿易管理令別表第一（第16項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（注）本様式は、申請を行うに当たって該当非該当の判断を示す様式の一例として提示するものです。既に、他の様式で申請を行って許可を得た実績を有する方は、従来の様式に従って申請を行って差し支えなく、特に、新たに本様式に変更する必要はありません。



(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と  
技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項番	項目	項番	項目		

技術／貨物の該非判定結果  該当  非該当

- ※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。
- ・外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
  - ・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
  - ・技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

様式第3号（第9条関係）

「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。（どちらかに○をつけること。）

	核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
	輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用	はい・いいえ

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は次頁の各項目についても確認すること。

公立大学法人敦賀市立看護大学安全保障輸出管理に関する実施要領

用途要件の除外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊又はインド軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑭令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

(※)別表

- 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの分品
  - 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
  - 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
- 二 産業用の発破器
- 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

様式第4号（第9条関係）

明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。	はい・いいえ・－

	<p>⑱外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されていない、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていない。</p>	<p>はい・いいえ・ー</p>
<p>その他</p>	<p>⑲その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。</p>	<p>はい・いいえ・ー</p>

(注) 技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

様式第5号（第10条関係）

「需要者」チェックシート

①外国ユーザーリストのチェック

（どちらかに○を付けること）

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

（どちらかに○をつけること）

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

様式第6号（第11条関係）

審査票（技術の提供・貨物の輸出入）

作成年月日： 年 月 日

作成者所属・氏名：

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）		
技術・貨物の名称		(金額) : _____
該非判定 (1～15項)	<技術> 外為令別表： 項 号	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義
	(貨物等省令： 条 項 号)	<input type="checkbox"/> 公知 <input type="checkbox"/> 基礎科学 <input type="checkbox"/> 規制対象外
	<貨物> 輸出令別表第1： 項 号	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義
	(貨物等省令： 条 項 号)	<input type="checkbox"/> 少額特例 <input type="checkbox"/> 規制対象外
上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。		
仕向地（国名）		<input type="checkbox"/> 輸出令別表第3の地域 <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 <input type="checkbox"/> 懸念国 <input type="checkbox"/> その他
契約先	名称 (英字)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。
	所在地	
	該当性	<input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③） 該当性の根拠〔 〕
需要者 又は 利用者	名称 (英字)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）及び/又は資料を添付すること。
	所在地	
	該当性	<input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者（ <input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③） 該当性の根拠〔 〕
用途	内容（ ）	<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器等関連 <input type="checkbox"/> 通常兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍関連 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <input type="checkbox"/> その他
	資料： <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 輸出令別表第3の地域を除く地域向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、	
	①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
客観要件	II. 通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、	
	①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
客観要件	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

公立大学法人敦賀市立看護大学安全保障輸出管理に関する実施要領

取引経路	→		→								
契約予定	年	月	日	取引予定期間	年	月	日	～	年	月	日

2. 総合取引判定結果 (判定年月日: 年 月 日)

取引審査判定	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 規制対象外	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 特例(少額、その他)
	<input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 包括許可	<input type="checkbox"/> 個別許可	<input type="checkbox"/> 許可例外
	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ届出/相談		<input type="checkbox"/> 不承認	
取引承認条件				
上記判定理由				



【参考】学会参加、海外出張以外の取引に該当する例

取引(技術提供や貨物の輸出)の主な機会	具 体 例
留学生・外国の研究者等の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実験装置の貸与に伴う提供</li> <li>○研究指導に伴う実験装置の改良、開発</li> <li>○技術情報を FAX や USB メモリを用いて提供</li> <li>○電話や電子メールでの提供</li> <li>○授業、会議、打合せ</li> <li>○研究指導、技能訓練 等</li> </ul>
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実験装置の貸与に伴う提供</li> <li>○共同研究に伴う実験装置の改良、開発 提出様式</li> <li>○技術情報を FAX や USB メモリに記憶させて提供</li> <li>○電話や電子メールでの提供</li> <li>○会議、打合せ 等</li> </ul>
研究試料等の持出し、海外送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サンプル品の持ち出し、海外送付</li> <li>○自作の研究資機材を携行、海外送付 等</li> </ul>
外国からの研究者の訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究施設の見学</li> <li>○工程説明、資料配付 等</li> </ul>
外国における非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術情報を口頭で提供</li> <li>○技術情報をパネルに展示 等</li> </ul>